

来年度の地域医療構想調整会議の進め方について（案）

1 令和2年度の会議日程等（案）

	肝属保健医療圏 地域医療構想調整会議	専門部会 (医療関係者専門部会)
7～9月		【第1回医療関係者専門部会】 ・公立・公的医療機関以外のその他の医療機関（ <u>病院（8病院の予定）</u> ）の具体的対応方針等
	【第1回調整会議】 ・公立・公的医療機関以外のその他の医療機関（ <u>病院</u> ）の具体的対応方針等 ・公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証等について	
10～1月		【第2回医療関係者専門部会】 ・公立・公的医療機関以外のその他の医療機関（ <u>有床診療所</u> ）の具体的対応方針等
	【第2回調整会議】 ・公立・公的医療機関以外のその他の医療機関（ <u>有床診療所</u> ）の具体的対応方針等	

2 必要に応じて地域医療構想調整会議において協議・意見のとりまとめ等を行う事項

- (1) 地域の医療提供体制に影響を与える病院の開設等（移転及び増床）の許可申請に係る事項
- (2) 地域医療介護総合確保基金事業補助金の申請に係る事業計画
- (3) 開設者を変更する医療機関に係る事項
- (4) 病床機能報告結果と「定量的基準」による仕分け結果を比較し、「定量的基準」と異なる報告をした医療機関に係る事項 等

3 専門部会は、必要に応じて議長の判断により適宜開催する。

また、必要に応じて曾於・肝属圏域合同での地域医療構想調整会議を開催する。